

2026年度あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務 委託仕様書

1 業務名

あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務

2 業務目的

農業分野においては、担い手減少や高齢化、環境負荷低減といった従来からの課題に加え、カーボンニュートラルや気候変動といった新たな課題も顕在化しており、これらの課題に迅速に対応するためには、新たなイノベーションの創出が必要である。

本県では、2021年度に「あいち農業イノベーション研究会^{※1}（以下、「研究会」という）」を設置し、愛知県農業総合試験場（以下、「農総試」という）や大学が有する技術、フィールド、ノウハウとスタートアップ等^{※2}（以下、「SU等」という）の新しいアイデアや技術を活用した共同研究体制の強化を図り、新しい農業イノベーションの創出を目指す「あいち農業イノベーションプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という）を実施している。

本業務では、2025年度に選定した共同研究開発^{※3}5課題（以下、「プロジェクト2026」という）の推進、新規課題の選定、プロジェクト成果の発信及び本県農業分野のオープンイノベーション体制の強化などに取り組む。

※1 あいち農業イノベーションプロジェクトの推進のために設置した研究会。構成員は県内の大学（名古屋大学、中部大学、名城大学、豊橋技術科学大学、愛知県立大学）、農業団体（JA愛知中央会、JAあいち経済連、（一社）AgVenture Lab）、国（東海農政局）及び県が構成メンバーとなっている。

※2 先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成長を遂げる企業。本プロジェクトでは、設立から数年以内の若い企業（＝いわゆるスタートアップ）にとどまらず、既存企業による新規部門の立ち上げも県の共創相手として含めることとする。

※3 農業分野におけるイノベーション創出に向け、農総試とSU等が共同で研究開発を行う取組のうち、本プロジェクトで扱うものを指す。

3 委託期間

契約締結日から2027年3月19日（金）まで

4 業務内容

（1）プロジェクト全体の管理

愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室（以下、「推進室」という）及び農総試との打合せを定期的に行い（月1～2回程度）、県の指示の下、プロジェクト全体の連絡調整、進捗管理などのマネジメントを行う。

（2）プロジェクト2026の推進

プロジェクト2026について、共同研究開発及び成果の社会実装に必要な支援を行う。（プロジェクト2026の概要は別紙一覽参照）

ア プロジェクト2026の各課題への個別支援

- ・課題毎に農総試職員やSU等が集まり 2026 年度の取組推進を目的に開催する、年3回（①キックオフ、②中間検討、③成績検討）の「コア会議」及び月1回程度開催する個別ミーティングに出席し、研究開発成果の創出や社会実装に必要な支援要望や課題を聞き取り、必要な支援措置を講じる。
- ・コア会議では、課題の進捗を確認・整理するとともに、会議結果をとりまとめること。
- ・プロジェクト 2026 は共同研究開発1年目となるため、競合他社のサービスや市場規模に関する調査を実施する必要がある。機器等の製品化やサービスの提供などの社会実装に向けたSU等の意向や準備状況を把握し、県及びSU等が開催するコア会議や個別ミーティングへの参加等を通じて、各課題の状況に応じた支援^{※4}を行うこと。
- ・SU等への支援に際しては、国や県の施策の活用支援や関係機関・団体と連携した対応などに積極的に取り組むこと。

※4 想定される支援の内容は以下のとおり（記載事項以外の支援に取り組むことを妨げない）。

- ・金融機関、関連企業（ものづくり企業、農業支援サービス事業者など）、関係団体などとのマッチング支援
- ・国や県などが実施するスタートアップ支援施策等の活用支援
- ・事業化や商品・サービス開発に必要な外部資金の獲得等に向けた情報提供や活用支援
- ・想定される研究開発成果に係る市場規模及び競合他社のサービス内容に関する調査
- ・特許等の知的財産に係る相談や権利化支援 など

イ テーマ別検討会の開催

- ・テーマ別検討会を1回開催（8～9月）し、年度前半の進捗を確認するとともに、年度後半の取組等について検討すること。
- ・テーマ別検討会には、テーマ内容に精通した研究会構成員の同席^{※5}を求め、共同研究開発及び成果の社会実装に向けた助言を得ること。
- ・テーマ別検討会の結果は取りまとめて研究会構成員に共有すること。

※5 テーマ別検討会に出席をを求める構成員（2～3名/テーマ）は推進室で選定。

ウ 研究会の開催

- ・研究会を1回開催し、各課題の取組実績や成果を取りまとめるとともに、今後の方向性について協議し、県へ報告すること（1月）。

（3）新規課題の立上げに向けたSU等の選定、共同研究開発計画の作成支援

2027 年度から共同研究開発を開始する新規課題の立上げにあたり、農総試と共同研究開発に取り組むSU等を選定するため、技術提案を募るテーマを検討し、SU等からの技術提案を募集するとともに、県が行う選定に必要な業務を行う。

また、選定したSU等が実施する 2027 年度からの共同研究開発計画の作成や計画作成に必要な予備試験の実施に必要な支援を行う。

ア 技術提案を募集するテーマの検討

- ・県内外におけるSU等の動向を十分に分析し、推進室と調整の上、農総試が有する

研究シーズを考慮しながら、イノベーションによる農業分野の課題解決につながる提案が多く得られる募集テーマ及び想定される具体的取組内容を検討すること（4～5月）。

イ SU等からの技術提案の募集

- ・アで決定したテーマに基づき、SU等からの技術提案を募ること（5月）。
- ・幅広く提案を募るため、WEBサイトや周知資料を作成し、農業関連団体・企業などへの情報提供、既存イベントの活用などによる周知に取り組むこと。
- ・技術提案を募るテーマは5件程度を想定している。SU等からの技術提案の延べ件数が50件以上となるよう取り組むこと。

ウ SU等の選定

- ・SU等から提出された技術提案資料を整理し、必要に応じて応募SU等へのヒアリングや関連情報の収集を行い、県が実施する審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）に必要な資料の取りまとめ等を行うこと（7～9月）。
- ・また、3次審査は農総試とSU等の「共同ピッチ」によるプレゼンテーション審査により行うこととし、その運営を行うこと（10月）。

エ 予備試験に係るSU等への費用の支払い

- ・ウで選定したSU等（5社程度）が実施する予備試験に必要な経費を支払うこと（9月～）。
- ・支払いに要する費用は本委託業務の経費に含めることとし、支払額はSU等が実施する予備試験の内容に応じて1社あたり最大1,000千円とする。

オ 共同研究開発に向けた検討

- ・選定したSU等の技術提案毎に、農総試、SU等、その他必要な関係者を参集したミーティングを開催し、エの予備試験の実施状況も踏まえつつ、2027年度からの共同研究開発の内容及び事業化の可能性について検討すること。
- ・検討は共同研究開発の成果の社会実装の姿を見据えて行い、事業化に必要な情報や知見の収集と提供、専門家による助言などの支援を行うこと。

カ 共同研究開発計画及びロードマップの作成

- ・オの検討結果を踏まえ、共同研究開発に取り組む3年間（2027～2029年度）の共同研究開発計画の詳細設計、社会実装に向けた全体工程（＝ロードマップ）のとりまとめを行うこと。（～2月）

キ 結果の報告

- ・上記ア～カの経緯や結果について取りまとめ、研究会で報告すること（1月）。
- ・共同研究開発計画及びロードマップは、1月時点の途中経過を研究会へ提出し、研究会での構成員からの意見や指摘などを踏まえて必要な修正を加え、2月末までに完成させ、県に提出させるものとする。

【新規課題の開始に係る県と受託者の業務分担】

○：主担当 △：補助

項目	県	受託者
ア 技術提案を募集するテーマの検討	○検討主導・決定	△検討支援
イ SU等からの技術提案の募集	△指示・補助	○募集業務
ウ SU等の選定	○審査・選定	△資料作成等補助
エ SU等が実施する予備試験に係る費用の支払い	-	○経費精査・支払
オ 共同研究開発に向けた検討	○検討主導	△場の設営・情報提供等
カ 共同研究開発計画作成及びロードマップの作成	○計画等設計	○ロードマップ等整理
キ 結果の報告	○研究会主催	○資料作成・研究会運営

(4) プロジェクトの取組内容や成果の発信

プロジェクトの内容や成果の発信に資するイベントの開催やコンテンツの作成に取り組み、成果の社会実装の促進や更なるSU等の呼び込みを図る。

なお、イベントやコンテンツの内容や開催時期、更新頻度などについて県と十分に調整すること。

ア あいち農業イノベーションサミットの開催

- ・プロジェクトの成果を県内外に発信するため、県が主催するイベントとして「あいち農業イノベーションサミット^{※6}」を1回開催すること（2月）。
- ・サミットの会場はSTATION Aiを第一候補とすること。
- ・参集範囲はSU等、農業者、自治体、農業関係団体などとし、150名以上の会場参加が得られるよう企画・運営すること。

※6 過去のサミットを参考に企画し、同程度の内容となるよう取り組むこと。
<https://www.pref.aichi.jp/press-release/2025nogyoinobehoukouku.html>

イ 農業関連イベントへの出展

- ・プロジェクトの成果を県内外に発信するため、他団体や企業などが主催する農業関連イベントへ1回以上出展すること（時期任意）。
- ・なお、「AGTS農業展^{※7}」への出展を必須とする。また出展に際しては、縦3m×横6m以上のブースを設けること。

※7 <https://www.agts-expo.jp>

ウ WEBサイトの整備・運営・県WEBサイトへの移行支援

- ・プロジェクトの成果の発信や新規課題の募集などに活用するWEBサイトを整備し、運営すること（更新頻度：1～2回/月）。
- ・WEBサイトを新規に整備する際は、既存WEBサイト^{※8}の情報を整理して転載し、過去情報が漏れることのないよう留意すること。
- ・新規課題の採択決定時点（10月頃を予定）を目途に既存WEBサイトの情報を網羅した形で県WEBサイトへ移行するため、必要なデータの提供を行う。

※8 <https://aichi-agri.jp>

エ その他

- ・県が実施するプロジェクト成果の発信や社会実装の促進に資する動画や啓発資料の作成などに協力すること。

(5) オープンイノベーション体制の強化に資するセミナー等の開催

- ・本県の農業分野におけるオープンイノベーション体制の強化を目的として、県と共にセミナー等を開催すること（1回）。
- ・セミナー等は農総試職員や普及指導員を対象に、イノベーション人材の育成を主な狙いとして開催する。目的にふさわしい企画内容^{※9}を検討し実施すること。

※9 想定される企画内容・手法は以下のとおり（記載事項以外の内容・手法を妨げない）。

- ・生成AIの活用に関するセミナー
- ・アントレプレナーシップ、オープンイノベーションマインドの醸成
- ・SU等とのミートアップ、産学官連携交流会
- ・農業関係者、学生等とのピッチ大会、アイデアソン など

(6) その他

ア 県との調整

- ・（1）～（5）の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打合せを行い、県の指示に従いながら実施すること。また、打ち合わせ資料及び議事録等の作成を行うこと。
- ・会議等の開催にあたっては、対面、オンライン会議のいずれの場合であっても対応すること。
- ・県とのコミュニケーションツールには、Microsoft Teams を用いること。

イ 謝金等の支払

- ・（1）～（5）の業務において、外部有識者等への謝金や旅費の支払いが発生した場合は、適切かつ遅延なく執行すること。

ウ その他

- ・県と「連携・協力に関する包括協定」を締結^{※10}している一般社団法人 AgVenture Lab を協力機関として業務を実施すること。
- ・（1）～（5）に明記のない事項であっても、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、県へ提案・協議の上、実施すること。

※10 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/agventurelab-houkatukyoutei.html>

5 実績報告

(1) 成果物等

受託者は、業務を完了した際は、以下の成果物等を遅滞なく提出すること。

ア 委託業務実績報告書

4の業務内容で示す項目について、実施状況、結果及び成果をとりまとめた「委託業務実績報告書」を作成すること（様式任意）。なお、報告書には、2027年度以降の事業推進に向けた考察・提言等を含めること。

イ 参考資料

「委託業務実績報告書」には参考資料として以下を添付すること。

- ・収集したデータ
- ・各種打ち合わせ記録
- ・ヒアリング記録
- ・本業務で使用した各種文書

ウ その他

その他、県と協議の上、県が指定するもの

(2) 納品方法

- ・成果物等は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）5部とその内容を記録した電子媒体2部を提出すること。
- ・本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体2部を提出すること。

(3) 納期

委託期間内に提出すること。

(4) 納入場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物等について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

6 留意事項

- ・委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、円滑な業務実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ・本業務は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本業務の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。

- 受託者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本業務の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- 本業務は地域未来交付金を活用して行うため、「地域未来交付金制度要綱」に規定する要件を遵守すること。